

市からの連絡帳



税

家屋をとり壊したときはご連絡を

家屋を取り壊した場合は、登記所へ滅失登記をすることになっています。

滅失登記が遅れるときや、未登記家屋を取り壊したときは、資産税課へ連絡をお願いします。

資産税課 ☎( ☎460 - 9830 )

医療・保険・年金

老人保健高額医療費支給に該当する方へ

市では、該当する方に老人保健高額医療費支給申請(請求)書をお送りしています。

一度申請をすると次回該当になった時は、申請しなくても指定の金融機関口座(郵便局以外)に振り込まれます。書類が届いたら、金額にかかわらず申請してください。

口座変更の時は申請が必要になります。

健康年金課 ☎( ☎460 - 9823 )

国民健康保険被保険者証(保険証)更新

~ 1人1枚のカード様式になります ~  
10月1日から有効の保険証(個人カード型)を9月中旬ごろから世帯主あてに配達記録郵便でお送りします。(詳細は次号の市報)

また、現在使用中の保険証を持っている方で、長期出張・旅行・通院等で世帯に1枚では不便な方は、保険証と印鑑を持参のうえ申請しますと、保険証を分けて交付します。

手続きは、健康年金課と市民課保谷庁舎総合窓口係で受け付けています。

健康年金課 ☎( ☎460 - 9822 )

年金受給者の方へ ~住所変更したときは手続きを~

年金を受給している方が住所を変更されたときには、「年金受給権者住所・支払機関変更届」を転居先の住所を管轄の社会保険事務所へ提出

してください。

なお、この届出が遅れますと、各種通知書が、お手元に届かないこともあります。忘れずに提出をお願いします。この届出書は、市役所の国民年金担当窓口または社会保険事務所にあります。

☎武蔵野社会保険事務所 ( ☎0422 - 56 - 1411 )  
健康年金課 ☎( ☎460 - 9825 )

各種申請

市民課窓口から ~本人確認を実施しています~

市民課業務の各種届け出等の受け付けに際し、個人情報保護を図り、住民の皆さんに関する記録の管理を適正に行う必要があります。両庁舎市民課と各出張所の窓口における各種届け出・各種証明書の請求の際に、来庁される方についての本人確認を実施しています。

運転免許証、旅券等官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書、健康保険証等、ご本人を確認できるものを持参してください。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

~ 代理人による届け出 ~

代理人による届け出や証明書の請求については、代理人選任届(委任状)が必ず必要になります。委任者本人の自筆で、次の事項を記載してください。

- \* 代理人の住所・氏名・生年月日
  - \* 委任事項
  - \* 委任する日
  - \* 委任者本人の住所・署名・捺印(印鑑登録については登録する印鑑を押印してください。)
- 市民課 ☎( ☎460 - 9820 )

高齢者福祉

介護予防講座受講者募集

健康的な生活習慣を築き、生涯を自立して過ごすことで、いつまでも住み慣れた家に住み続けるために、高齢者の方を対象とした、介護予防講座を実施します。筋力の維持・向上や転倒予防等を目的とした「運動

器の機能向上」・口で食事を摂るために必要な機能の維持・向上を目的とした「口腔機能の向上」の講座を開催します。

☎下表参照  
☎下表参照  
☎要介護・要支援の認定を受けていない市内在住の満65歳以上の方  
☎各20人  
☎はがきに、住所・氏名・年齢・電話番号・希望する講座名・会場を明記し、8月24日(金)(必着)までに、〒202 - 8555 市役所高齢者支援課「介護予防講座」係へ郵送  
応募多数の場合抽選  
高齢者支援課 ☎( ☎438 - 4028 )

講座名	会場	日程
運動して元気講座(運動器の機能向上)	富士町福祉会館	10月4日~12月20日 毎週木曜日 午前9時30分
	芝久保地区会館	10月9日~12月25日 毎週火曜日 午後2時
お口と歯から元気講座(口腔機能の向上)	老人憩いの家おあしず	10月2日~12月18日 毎週火曜日 午前9時30分



介護予防講座

家具等転倒防止器具等の取り付け

~ 高齢者の方 ~  
高齢者の皆さんを地震等の災害から守るため、タンス・本棚・食器棚

等に転倒防止器具を取り付けます。器具等の取り付けは1世帯に対し5か所まで、材料費の基準費(4,000円)を超える額については利用者負担となります。

☎65歳以上のひとり暮らしの方、または世帯の全員が65歳以上の高齢者世帯

☎印鑑を持参のうえ、高齢者支援課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター1階)で申請してください。~ 障害者の方 ~

前記と同様のサービスを行っています。

☎4級以上の身体障害者手帳または4度以上の愛の手帳をお持ちのひとり暮らしの方、または世帯の全員が身体障害者手帳4級以上または愛の手帳4度以上をお持ちの世帯

☎印鑑を持参のうえ、障害福祉課(田無庁舎1階・保谷庁舎1階)の窓口で申請してください。

高齢者支援課 ☎( ☎438 - 4028 )  
障害福祉課 ☎( ☎438 - 4035 )

子育て

地域子育て支援センターから

8月1日から、地域子育て支援センター「ひがし」がスタートしました。昨年開設された「けやき」「なかまち」と合わせて、市内には3つの『地域子育て支援センター』があります。

各センターでは、園庭・広場の開放、子育て相談、子育て講座、楽しい行事を行っています。お近くの『地域子育て支援センター』へ、お気軽にお越しください。

☎月~金曜日 午前9時30分~午後4時30分

自由に利用できます。

- ☎下記のとおり
- 地域子育て支援センター「けやき」(けやき保育園内)  
西原町4 - 5 - 96 ( ☎464 - 3822 )
- 地域子育て支援センター「なかまち」(なかまち保育園内)  
中町4 - 4 - 16 ( ☎422 - 4882 )
- 地域子育て支援センター「ひがし」(ひがし保育園内)  
東町2 - 4 - 13 ( ☎421 - 9965 )

8月の車座集会(タウンミーティング)

市民の皆さんのご提案やご意見を、市長が直接お聞きする車座集会を開催しています。

当日、直接会場へお越しください。

車での来場は、ご遠慮ください。

日時	場所
8月23日(木) 午後7時から 最大2時間	富士町福祉会館 大広間

秘書広報課 ☎( ☎460 - 9803 )

ご存じですか? 「ささえあいネットワーク」

このようなシールがお店や家の玄関にはってあるのを見たことはありませんか? このシールは、ささえあいネットワーク協力員・協力団体の目印です。

「ささえあいネットワーク」とは、地域にお住まいの方々(協力員)やグループ(協力団体)が民生委員・地域包括支援センター・市の職員と互いに連携を取り、高齢者やその家族が持つ困りごとや相談、緊急を要すること等に迅速に対応する仕組みのことです。現在、協力員約300人、協力団体60団体がそれぞれの立場で、できる範囲の中で活動しています。

ささえあいネットワーク協力員・協力団体は、登録が必要です。関心のある方は、お近くの地域包括支援センター、または高齢者支援課へご連絡ください。

高齢者支援課 ☎( ☎438 - 4028 )

こんなことがあったら...

